

第2回 国民主権と天皇制

小沢隆一（東京慈恵会医科大学・憲法学）

はじめに

- ・ 2015 に巻き起こった「民主主義って何だ」、「主権者は私たち」の声
- ・ 今こそ考えよう、国民主権の意義
- ・ 避けて通れない国民主権と天皇制の関係の検討
- ・ 平和主義を考えるうえでも重要

1. 明仁天皇と戦後民主主義

(1) 天皇としてのデビュー

「ここに皇位を継承するに当たり、大行天皇（裕仁天皇のこと）の御遺徳に深く思いをいたし、いかなるときも国民とともにあることを念願なされた御心を心としつつ、みなさんとともに日本国憲法を守り、これに従って責務を果たすことを誓い、国運の一層の進展と世界の平和、人類の福祉の増進を切に希望してやみません」。

（1989年1月7日「即位後朝見の儀」における明仁天皇の言葉）

(2) 皇太子として—「ご成婚」のインパクト

「政治的『悪』は、スターの『美』によって、大衆からかくされるのである。大衆君主制のもとでは、君主は『脱政治化』しながら『政治的美』に転化するとき、最もすぐれてその政治的効果を現わすのである」（松下圭一「大衆天皇制論」中央公論 1959年4月号）。

その時、「政治の世界」では何がたたかわれていたか？

(3) なお「脱政治化」しない天皇制

1988.9 昭和天皇重体～1989.1.7 死去の間に何が起こったか？

公共施設の使用拒否、地方議会での懲罰、マスコミの「自粛」、本島長崎市長銃撃…
憲法（国民主権、基本的人権）との鋭い緊張関係

2. 天皇制度についての憲法解釈

- ・ 国民主権と象徴天皇 憲法はどう解釈すべきか？
- ・ 1条 国民主権の下での象徴天皇 その地位は「主権の存する国民の総意」に基づく
「象徴」の法的（無）意味 「象徴と思え」と強制したら「思想・良心の自由」を侵害
- ・ 4条 国事行為のみをおこない 「国政に関する権能を有しない」
- ・ 6-7条 国事行為の列挙
- ・ 2条 皇位の継承 皇室典範は「男系の男子」に限定 「女帝」問題をめぐって

3. 「象徴天皇」としての昭和天皇と立憲主義・民主主義・平和主義

(豊下楯彦『昭和天皇の戦後日本 〈憲法・安保体制〉にいたる道』岩波書店・2015年)

(1) 占領下の天皇の政治的行動

19450927 **天皇・マッカーサー第1回会見**

1011 天皇、近衛に憲法調査を命ずる (1122 近衛要綱奉呈 1216 近衛服毒自殺)

19460124 幣原・マッカーサー会談

0125 マッカーサー、「天皇訴追するな、100万の軍隊に匹敵」とアイクに打電

0203 マッカーサー、3原則(天皇・9条含む)提示 GHQ草案作成を指示

0213 GHQ草案を日本政府に提示(0208提出の松本案を拒否して)

0306 日本政府、憲法改正草案要綱を公表

0503 東京裁判開廷(天皇不起訴)

0531 **第2回会見**(天皇、新憲法作成への助力に謝意)

1016 **第3回会見**

19470321 トルーマン・ドクトリン(共産主義封じ込め宣言)

0503 日本国憲法施行(「象徴天皇」スタート)

0506 **第4回会見** 天皇、「日本の安全保障には、米国のイニシアチブが必要」と発言

0919 天皇の「沖縄メッセージ」(寺崎→シーボルト)

19491001 中華人民共和国成立

1126 **第9回会見** マー早期講和、米軍駐留 天-共産主義の脅威、お話を安心した

19500425 吉田、池田を米国に派遣(池田ミッション 日本からの基地提供の提案)

0518 トルーマン ダレスを対日講和問題担当に

0525 マッカーサー、吉田宛て書簡で「頭越し」を非難

0622 吉田・ダレス会談(「あいまい」な吉田にダレス激怒)

0625 朝鮮戦争勃発

0626 天皇の口頭メッセージ(ダレス宛) 「経験豊かな日本人」の意見を

0819 天皇の文書メッセージ(ダレス宛) 日本からの基地の「自発的提供」

19510206 米側、日本に「講和条約」、「安保条約」、「行政協定」案を提示

(同日、ダレス・鳩山会見)

0210 **天皇、ダレスを引見**(ダレス案に賛意)

0908 サンフランシスコ講和条約、日米安保条約調印

(2) 考察

- ・昭和天皇は果たして「象徴天皇」だったのか?
- ・昭和天皇の「政治関与」を立憲主義・民主主義・平和主義から考察することの重要性
- ・置き去りにされた日本国民、とりわけ沖縄の人々

- ・朝鮮戦争のインパクト
- ・すぐに顕在化した「基地問題」 燃えあがる基地反対運動 そして1954.3.1

参考文献

- ・小沢隆一『はじめて学ぶ日本国憲法』（大月書店・2005年）第9章
- ・豊下楢彦『昭和天皇の戦後日本 〈憲法・安保体制〉にいたる道』（岩波書店・2015年）
- ・三浦陽一『吉田茂とサンフランシスコ講和』（上・下巻 大月書店・1996年）

資料

- ・旧日米安保条約（1952年）

前文

日本国は、本日連合国との平和条約に署名した。日本国は、武装を解除されているので、平和条約の効力発生の際において固有の自衛権を行使する有効な手段をもたない。

無責任な軍国主義がまだ世界から駆逐されていないので、前記の状態にある日本国には危険がある。よつて、日本国は平和条約が日本国とアメリカ合衆国の間に効力を生ずると同時に効力を生ずべきアメリカ合衆国との安全保障条約を希望する。…（以下略）

1条

平和条約及びこの条約の効力発生と同時に、アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を日本国内及びその附近に配備する権利を、日本国は、許与し、アメリカ合衆国は、これを受諾する。この軍隊は、極東における国際の平和と安全の維持に寄与し、並びに、一又は二以上の外部の国による教唆又は干渉によつて引き起された日本国における大規模の内乱及び騒じようを鎮圧するため日本国政府の明示の要請に応じて与えられる援助を含めて、外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与するために使用することができる。

- ・現日米安保条約（1960年）

5条

各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するように行動することを宣言する。